

危険ブロック塀等の改善指導を行っています

平成30年に大阪北部で発生した地震で倒壊した塀により、小学児童が犠牲となる痛ましい事故が発生しました。

それを受け、当事務所では平成30年に大崎市を除く管内と栗原市において小学校スクールゾーン内のブロック塀等の危険度調査を行い、毎年、危険性が高いと判定されたブロック塀等の所有者（管理者）に対し、繰り返し訪問による改善指導を行っております。

今年も6月に、危険性の最も高い危険度3（除却が必要）と判定されたブロック塀等の所有者を訪問し、改善指導を行いました。また、10月には危険度2（改修等が必要）と判定されたブロック塀等の改善指導を行う予定です。

危険度3と判定されたブロック塀等は、当初29か所ありましたが、所有者の御協力により、残り5か所まで改善されております。（令和4年6月末現在）

ブロック塀等が倒壊し、通行者等に危害を加えてしまった場合、所有者に対して管理責任が問われることとなります。ブロック塀等の所有者におかれましては、定期的に点検（ひび割れ、ぐらつきの有無等）を行い、適切な維持管理に努めて頂きますようお願いいたします。

写真）ブロック塀等の点検ポイント



塀全体の傾斜がないか



塀上部のすかしブロック、笠木がぐらついていないか



塀の割れがないか



塀の剥離、はらみがないか



宮城県北部土木事務所 建築班

〒989-6117 大崎市古川旭四丁目1-1

電話: 0229-91-0737

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-dbk/>